

(別紙 1)

社会福祉法人指導監査結果

1 指導監査実施法人 社会福祉法人米子福祉会

2 指導監査実施年月日 令和 4 年 1 1 月 1 5 日 (火)

3 文書指摘事項

区 分	指摘事項	前回監査時 文書指摘事 項
I - 5 (2) 選任及び解任	改選に伴う監事の選任において、「理事会が監事の選任に関する議案を評議会に提出するためには、監事が理事の職務の執行を監査する立場であることを鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数の同意を得なければならない。」とされているが、議事録では現監事の過半数の同意を得たことが確認できず、監事に対し、同意書の徴求もなかった。 今後、改選に伴う監事選任においては、法令に定める手続をすること。 根拠法令 社会福祉法第 4 3 条第 3 項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 7 2 条第 1 項	
I - 6 (1) 審議状況	理事会の招集において、「理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間 (中 7 日間) 又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに、各理事及び各監事に対しその通知を发出しなければならない。」とされているが、貴法人では、理事会の開催される 1 週間前までに通知が发出されていない事例があった。 ついては、法令の規定に従い適切に招集通知を发出すること。 根拠法令等 社会福祉法第 4 5 条の 1 4 第 9 項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 9 4 条第 1 項	